

短時間・有期でも安心して働こう

雇用守れ！ 均等待遇実現！ の運動に参加を

県活の雇止めは酷い これでは有期雇用は皆解雇に

県や市町村では、正規職員の数を超える非正規職員と委託・指定管理労働者（公共労働者）が働いていることが総務省調査でハッキリしました。住民の暮らしを守る実務の多くが非正規と公共労働者で支えられています。

ところが、道具のように使い捨て可能、賃金・労働条件はあまりの格差、説明のつかない低水準です。社会保障や福利厚生も同様です。これ、雇用制度の欠陥だと思いませんか。きっと、いつの日か「酷い制度が許されていたんだね」となるでしょう。でも、黙っていたら進みません。非正規と公共労働者が力を合わせて運動しましょう。

頑張る人はたくさんいます。埼玉県の外郭団体の（公財）

いきいき埼玉（伊奈町の県民活動総合センターの指定管理者）で起きた不当雇止め、金子さんは裁判で3年間もたたかっています。昨年7月、春日部市社会福祉協議会が学童保育事業の指定管理から撤退したために、約160人の指導員が解雇の危機にありました。しかし、労働組合が頑張って今年4月の雇用を守り、全員に補償をさせ、学童事業の質も守りました。

来々4月からの会計年度任用職員制度にむけた交渉も着々と行われています。

草加市職では、たくさんの方々が非正規職員が新たに組合に入りました。さあ、一緒に運動に参加しませんか。

自治労連埼玉・非正規公共協議長 曾我江美子

集まれ非正規・公共労働者

経験語り

知恵を出し合う集いへ

- 6月16日(日) 午前10時
- さいたま市産業文化センター
- ① 不合理な格差を禁止する法律をどう活かすか（弁護士のお話し）
- ② 県活裁判と春日部学童の運動・経験のどこが活かせるか
- ③ 会計年度任用職員制度で前進するために、他 参加自由



期間の定めのある雇われ方を何度も繰り返して、正規同様の仕事をしたり、事業が続く限り有る恒常的の仕事をしているのに、使用者の勝手な「契約期間がきたから」という理由で雇止めが行われていきます。

法律で認められないことが横行

本日は、民間ではそんなこと出来なくなりました。2012年に労働契約法19条が定められたからです。

有期で働く者のためにも金子さんを勝たせよう

裁判と並行し、均等待遇や短時間・無期雇用制度へ



それを、「契約期間がきたから」では労働契約法違反になるので、3年ごとに形ばかりの

外郭団体も素直に実行すべき

団体で公益財団法人を名乗る「いきいき埼玉」の今の姿です。

あなたの職場はどうですか

なぜ、労働契約法が改正されたのか。前述の厚労省通知は「今般の改正は、有期労働契約の回復更新の下で生じる雇止めに対する不安を解消し、また、期間の定めがあることによる不合理な労働条件を是正することにより、有期労働契約で働く労働者が安心して働き続けることができる社会を実現するため」労働契約法第18条から第20条までの規定を追加するものである」と説明しています。

胸に手をあて、公正を考えて

県活・金子さんの前回裁判期日では、当時いきいき埼玉に派遣されていた県職員と、直接の上司の尋問が行われました。いきいき埼玉

2019年5月10日発行 NO. 9
自治労連 自治労連埼玉県本部 非正規雇用公務公共関係 労働組合協議会（非正規・公共協）
電話048-866-0661 jichiroren-saitama@nifty.com

ひせいま とうきょう



春日部学童労組が大活躍

市民宣伝前に弁護士の説明・学習、意思統一する参加者

昨年7月、春日部市社会福祉協議会（以下「社協」）は20年も続けてきた学童保育の指定管理（今年4月から新規）から突然の「撤退」を表明しました。指導員約160人の雇用・生活危機、千六百を超の子ども達と働く父母の権利の危機でした。確かに！ 保育の

指定管理者変更による解雇はもちろん 労働条件と保育の質の低下も許さなかった

実際、民間委託も含め、行政外部化のもとでは「明日は我が身」のことです。 埼玉県学童保育指導員労働組合・春日部支部は、次も指定管理を受けると保護者と組合に説明していきま

理由はまだに不明 社協の説明では、「市の募集要項どおりだと赤字になる」でした。 埼玉は子ども指導員不足に陥っており、有資格者の確保が困難です。 加えて、春日部市は強烈なコスト削減姿勢で、市の指定管理の人員費の積算では自立した生活を

学童を守る市民の会との連名でとりくみ、約2万6千筆を市長に提出、組合員が市役所前や駅頭でスタンディング宣伝にとりくみ、自治労連の各組合や地域の労働組合が11月、1月、2月に3回の市内宣伝を行って5万枚のビラ配布と宣伝カー

市議会への要請も行いました。議会で市長から学童保育の環境や指導員の雇用を守るために積極

労働条件守り、次のステップへ ところで、指定管理者制度や役所が行う契約制度の改善にむけたとりくみが進行中です。

県活側弁護士尋問への傍聴参加者感想



弁護士ってヒドイ 尋問するのね

弁=県活側弁護士 証=県活側証人 金=金子さん

役所の雇用って、そんな模範的なの？ 被告は埼玉県の外郭団体ですか？ 証 ハイ、そうです 弁 そうすると自治体のやり方を使っているの？ 証 県に準じた形です 弁 役所と同じにきつ

正規は上司だけでしょ。すり替えよ！ 相変わらず「上司から指示を受け、決裁を

「役所の権威や県の外郭団体だから適正」などと印象づけるのは事実にも反します。 それを「正規職員からの指示」が無ければ仕事を進められない職員かの印象を裁判官に

そこまで辛い思いをさせるのかよ！ 金子さんが簡単な仕事しかできないかの印象を裁判官にもたせるため、今の仕事（ホームセンターの経理）を

しかも、どこで働き、わずかな収入のことは証拠提出もしてあったはず。それなのに、金 ドイトで働いてますね 金 はい 弁 スーパーですね 金 ホームセンターです 弁 ドイトってホームセ

恒常的職種ではフルタイム化の動きがあります。パートタイムでも正規の給料表をベースの月額に地域手当分を上乗せした報酬月額に加えて、期末手当を支給するのがスタンダードの回答になっ

すでに在職している人で、労使交渉の結果で比較的高水準の賃金の方の制度は、総務省マニユアルどおりでは実態に合いません。当局も人件費増を覚悟をすべきです。 当事者の非正規職員が、この機会を逃さず労働組合と相談し、直接に交渉に参加する積極的な運動を広げています。

あっちでも こっちでも 運動ひろげる 非正規・公共協

次回は、埼玉県公園緑地協会への「雇止め」撤回裁判や川口市の委託5組合の運動を紹介し

